◇社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、日本国とイタリアとの間で年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令について適用の調整を行い、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、雇用保険制度に関し、失業等給付に関する雇用保険制度とする。また、イタリアについては、年金制度に関し、被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度とし、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか、又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国内に居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国内に一時的に派遣される被用者については、その派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。また、一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国内で自営業者として一時的に就労する者については、その自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第八条まで、第九条2及び第一三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、当該他方の締約国の法律及び規則により規律される。（第一七条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国による協議により解決する。（第二〇条関係）

㈢　派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。（第二二条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二三条及び第二四条関係）

政　令

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

一　開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁

二　床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。）

第十一条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に改める。

第二十一条第二項第三号ただし書及び第二十五条第一項第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第三十四条の三中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）」を加える。

附　則

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄